

ちゅうおう 消費者だより

P.1～3 悪質な詐欺の手口にご注意!!
P.4 中央区消費生活相談の概要
(平成29年度)

編集発行
第172号 中央区
消費生活センター
☎3546-5332
平成30年7月 ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

悪質な詐欺の手口にご注意!!



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時

月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時

所在地

〒104-8404 中央区築地 1-1-1 中央区役所 1階
<http://chuo-consumer.genki365.net>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

事例1

利用した覚えのない料金の請求がはがきで届いた!?

相談内容

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」とのはがきが届きました。はがきには、「契約会社ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出された」とか、「連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いのもと、給料や不動産の差し押さえを強制的に履行する」などと書かれていました。差出人は行政機関のようで、裁判取り下げの相談に関しては本人から連絡するように電話番号が記されています。訴えられるような心当たりがありませんが、差出人に連絡してみたい方が良いでしょうか。



アドバイス

消費者が利用していない商品・サービスの架空の料金を請求する詐欺の手口を「架空請求」といいますが、最近、はがきによる架空請求の事例が増えています。

行政機関を装い、「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始する」や「民事訴訟に関する通達」などと訴訟が起されるかのような内容で、「訴訟の最終取り下げ期日が迫っている」と消費者を焦らせ、はがきに記載された連絡先に電話をかけさせようとします。連絡をすると、個人情報聞き出されたり、「裁判取り下げ費用」などの名目で金銭を要求されたりします。

裁判手続きの通知は、「特別送達」と記載された裁判所の封筒で、書留郵便により送られるので、はがきを使うことはありません。身に覚えのない利用料金に関するはがきや電子メールを受け取った場合は、決して相手方には連絡をとらず、無視してください。

はがきによる架空請求の例が、中央区内で急増していますので、お気をつけください。

事例2

懸賞金が当たった!?

相談内容

「1億円があなたに当たりました」とのメールがスマートフォンに何度も届いたので、もしかしたら本当に当たったのかもしれないと思い、メールに書かれたURLにアクセスしました。すると「当選金を受け取るためには手続き費用5千円が必要です。」とメールが届いたのでクレジットカードで決済しました。その後もメールのやり取りが続き、手数料等の名目で何度も請求があり総額20万円ほど払いましたが、結局当選金を受け取ることはできませんでした。



アドバイス

いきなり「高額な当選金が当たった」などのメールが届き、気がついたら高額な出会い系サイトの利用料を支払ってしまったとの相談が寄せられています。消費者が出会い系サイトを利用しているつもりがなくても、送られてきたURLをクリックすることで知らぬ間に出会い系サイトに誘導され、相手とメールを続けるための「ポイント」や「手数料」と称した利用料金を支払わされてしまうことがあります。

メールの相手方は様々で、資産家を名乗る人物から「あなたに高額な資金援助をするために手続きが必要だ」とか、弁護士と称する人物から「この支援金を辞退すると、ブラックリストに載り、一生支援は受けられない」などと言葉巧みにメールを続けさせようとします。また、消費者の心理としても最終的にお金がもらえることを期待し、メールを途中でやめることができず、利用料金が高額になってしまうこともあります。

だまされているのかも気づいても、既に支払ってしまった利用料金の返金を受けることは困難です。「高額な賞金が当選した」「お金をあげます」などの不審なメールが届いても、メールに記載されているURLにはアクセスせず、絶対に相手にしないでください。同様のメールが止まらない場合はメールアドレスを変更することも有効です。

事例3

荷物を受け取るだけのアルバイトだって聞いていたのに!?

相談内容

SNSで「いいアルバイトがある」との投稿を見つけたので、連絡を取ると、荷受代行のアルバイトを紹介されました。聞くと「自宅で荷物を受け取って、荷物を回収に来た人に渡すと、1回当たり3千円の収入になる」という簡単な内容でした。アルバイトを始めるに当たって身分証明のためとして運転免許証の提示を求められ、担当者に免許証の写真を撮られました。

後日、携帯電話会社から、自宅に荷物が届き、その後荷物を受け取りに来た人にそれを渡すと報酬を受け取りました。

それから1か月後、携帯電話会社から、私名義のスマートフォンが突然届きました。契約した覚えがありませんが、どうすればよいでしょうか。

アドバイス

「荷受代行」や「荷物転送」とされるアルバイトに応募する際、身分証明書の画像など個人情報を送付したところ、それらの情報を使って

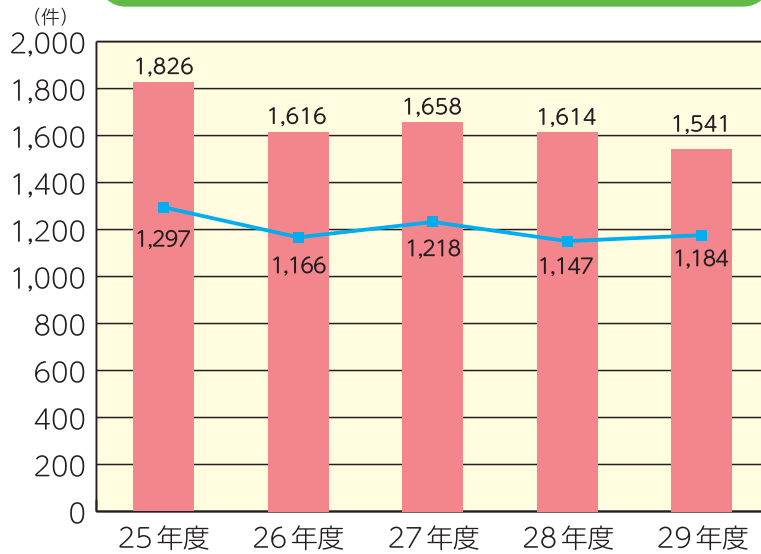
知らない間に消費者の名義でスマートフォン等の契約をされたという事例が発生しています。携帯電話会社から届いた荷物は開封せずに、すぐに人に渡してしまつたため、消費者自身は自分の名義で契約をされてしまったことに気づきにくいです。

他人の手に渡つたスマートフォン等は犯罪に利用される可能性があります。また、たとえ勝手に契約をされたとしても機種代金や通信料の支払い義務は契約の名義人である消費者にあり、料金を請求されてしまいます。「荷受代行」や「荷物転送」とされるアルバイトは絶対にしてはいけません。



中央区消費生活相談の概要 (平成29年度)

年度別相談件数の推移



平成29年度の中央区に寄せられた消費生活相談件数は1541件で昨年度(1614件)より73件、約5%減少しています。過去5年間は減少傾向にあるものの、依然として多くの相談が寄せられています。また、契約に関する相談の件数が1184件で、相談件数全体の概ね4分の3になっています。

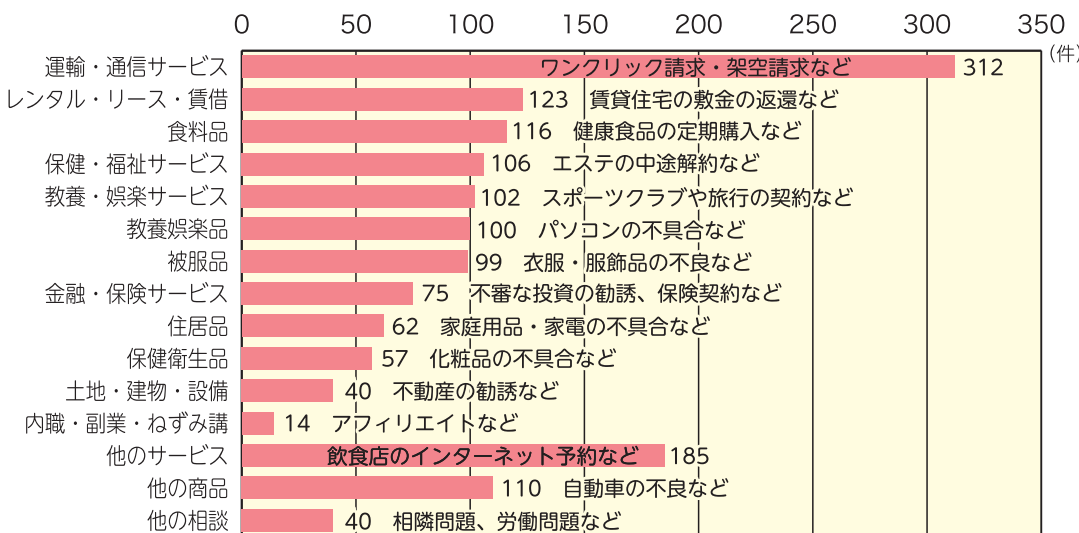
る相談の件数が1184件で、相談件数全体の概ね4分の3になっています。

商品・役務別に見ると、最も多いのは「運輸・通信サービス」に関するもので、相談全体の約20%を占めています。この中で特に多いのが、架空請求・ワンクリック請求などのいわゆる不当請求に関するものです。架空請求については最近では2ページで紹介したはがきによるものが急増していますが、電子メールによる架空請求も依然として多い状況が続いています。はがきや電子メール等の形を問わず、身に覚えのない料金の請求に対しては「無視すること」が重要です。

また、「レンタル・リース・賃借」に関する相談も多く寄せられています。代表的なのは賃貸住宅の敷金の精算に関するもので、部屋の退去時に返還された敷金の額に納得できない、といったものです。

賃貸住宅を退去するとき、部屋の借主には「原状回復義務」(建物を元の状態に戻す義務)がありますが、これは借りた当時の状態に戻すというのではなく、借主の故意・過失等、通常の使用を超えるような使用による損耗等について復旧するものとされています。つまり、通常の日常生活を送る中で発生する通常損耗や経年劣化などの補修は借主の負担には当たりません。敷金精算のトラブルを避けるためには、入居・退去時に貸主と借主の双方立ち合いの下、損耗

商品・役務(サービス)別相談件数 [総数 1,541件]



箇所を確認し合い、その場で画像を記録したり、確認事項を書面に残したりすることが重要です。原状回復の範囲や程度については国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」※をぜひ参考にしてください。

※本ガイドラインは国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html) からダウンロードすることができます。